



# 広島県報

定期  
第 81 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

### 目次

地籍調査に伴う字の区域の変更	(地域づくり推進室)	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境保全室)	二
鳥獣保護区特別保護区の指定	( "	三
指定自立支援医療機関の指定	(障害者支援室)	四
漁業災害補償法の規定による特定養殖共済義務加入申込みに対する同意	(漁業調整室)	六
換地計画に伴う字の区域の変更(二件)	(土地改良室)	七
保安林予定森林	(治山室)	七
公共測量の実施	(土木総務室)	七
道路の区域変更	(道路河川管理室)	八
道路の供用開始	( "	八
港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定(二件)	(港湾管理室)	八
<b>公 告</b>		
軽油取引税の特約業者の指定の取消し	(税務室)	九
環境影響評価法の規定による対象事業の廃止等	(交通対策室)	九
特定非営利活動法人の認証申請の取下げ	(文化・県民協働室)	九
屋外広告物講習会の追加申込みの受付	(都市総務室)	一〇
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	一〇
広島港五日市地区港湾関連用地の分譲	(港湾管理室)	一〇
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		一一
公安委員会公告		
教育指導員審査(普通)の実施		一二

## 告 示

広島県告示第九百十三号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によつて、大崎上島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、大崎上島町長から届出があつた。  
 平成十八年十月二十六日  
 広島県知事 藤 田 雄 山

原 田		大 串		原 田		大 字
大 谷		後 平		瀬井川東		瀬井東
一六五八	一六五九、甲一六六〇、乙一六六〇	一六六一	一六六二の一から一六六二の三及びこれらの区域に隣接する里道の全部	二二二八	二二二九から二二九五まで、二四〇二及びこれらの区域に隣接・介入する里道・水路の全部	五五二一、五五三三、五五四三、五五五二、五五六一から五五七〇まで、五五七三の四から五五七三の四まで、一六七四の一から一六七四の三まで、一六九四、一六九五、一六九六の一及びこれらの区域に隣接する里道の全部
大 串	原 田		大 串		原 田	後 平
床 田	瀬井山 (越木ヶ峠 山林部)		瀬井東		瀬井東	
一六五八	一六五九、甲一六六〇、乙一六六〇	一六六一	一六六二の一から一六六二の三及びこれらの区域に隣接する里道の全部	二二二八	二二二九から二二九五まで、二四〇二及びこれらの区域に隣接・介入する里道・水路の全部	五五二一、五五三三、五五四三、五五五二、五五六一から五五七〇まで、五五七三の四から五五七三の四まで、一六七四の一から一六七四の三まで、一六九四、一六九五、一六九六の一及びこれらの区域に隣接する里道の全部
大 串	原 田		大 串		原 田	後 平
床 田	瀬井山 (越木ヶ峠 山林部)		瀬井東		瀬井東	

大串		原田											
嶺解	東井浜山	巾着石	先長道 (山林部)	別所	嶺解		瀬井山	越木ヶ峠 (山林部)	瀬井西				
	二四三八から二四四一まで、二四四二の一、二四四三の一、二四四四、二四五六から二四六七まで、甲二四六八、乙二四六八、二四六九から二四七一まで、二四七二の一から二四七二の三まで、二四七三から二四七五まで、及びこれらの区域に隣接・介在する里道・水路の全部	二四四五の一、二四四五の六、二四四六の一、二四四七の一、二四四八の一、二四四九の一、二四五〇の一、二四五一の一、二四五二の一、二四五三の一、二四五四の一及びこれらの区域に隣接・介在する里道・水路の全部	一四三五の一	四五九の一、四五九の二、四六〇の一、四六〇の二、四六一の一から四六一の五まで、四六二から四六七まで、四六八の一から四六八の四まで、四六九	四七八 一四二六	一四八八	一四七五の一、一四七五の二及びこれらの区域に隣接する水路の全部	六一五の一〇	五二三の一、五二三の三、五二四、五二五 五二三、五四四の二	五九一 五二二、五六四の二、五六四の三、五八二、五八四の一、五八五、五八六の一から五八六の三まで、五八七、五八八の一、五八八の二、五八九の一から五八九の三まで、五九〇、五九一の一、五九一の二、五九三	五六四の一、五六五から五六八まで、五六九の一、五六九の三、五七〇、五七一の一から五七一の三まで、五七二の一、五七三、五七五の一、五七六の一、五七七の一、五七八、五七九の一、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、五八三の一、五八四の一、五八五の一、五八六の一、五八八の一、五八九の一、五九九の一、五九九の二、六〇〇から六〇三まで	原田	
			原田				大串		原田				
	瀬井山	先長道 (耕地部)	巾着石	瀬井山	先長道 (耕地部)	瀬井西	越木ヶ峠 (耕地部)	床田	嶺解	越木ヶ峠 (耕地部)	瀬井山		

大串					原田
恋地	長道山	長道	向田	井浜平	先長道 (耕地部)
八〇の一、八九の一、九〇から九二まで、九三の一、九三の二、九四の一から九四の三まで、甲九五の一、九五の四、丙九五、丁九五、一〇二の一及びこれらの区域に隣接する里道の全部	一六、一八、二四、二五 三三の二、三三の三	乙二〇、二二の一、二四の三、二八、乙二九	三二から四二まで、甲四三、乙四三、四九の一、四九の三、五〇の一から五〇の四まで、及びこれらの区域に隣接・介在する里道・水路の全部	一九三四、一九四四から一九四六まで、一九四七の一、一九四七の二及びこれらの区域に隣接する里道の全部	一四六九、一四七〇、一四七三及びこれらの区域に隣接する里道の全部
青井原	恋地	長道山	大串		東井浜山

広島県告示第九百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によつて、昭和三十四年広島県告示第六百九十四号、昭和四十二年広島県告示第二百六十二号及び昭和六十一年広島県告示第九百四十九号で指定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 更新する鳥獣保護区

極楽寺山鳥獣保護区、もみのき森林公園鳥獣保護区、大規模年金保養基地鳥獣保護区、恐羅漢山鳥獣保護区、苅尾鳥獣保護区、猪股山鳥獣保護区、郡山鳥獣保護区、並滝寺鳥獣保護区、福成寺鳥獣保護区、筆影山鳥獣保護区、比婆山鳥獣保護区

二 一のうち区域を縮小して更新する鳥獣保護区

並滝寺鳥獣保護区

東広島市志和町地内の市道上組志和東線と市道志和東南一〇号線との交点を起点として、同所から市道志和東南一〇号線を北東方に進み市道志和東南一三号線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道並滝寺線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み瀬戸内森林計画区並滝寺国有林五〇六林班と民有林の境界との交点に至り、同所から同境

界を北東方に進み主要地方道東広島向原線との交点に至り、同所から同主要地方道を南方に進み東広島市志和町と八本松町の境界との交点に至り、同所から同境界を南西方に進み市道上組志和東線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 一のうち名称及び区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 名称変更

大規模年金保養基地鳥獣保護区をグリーンピアセとうち鳥獣保護区に変更する。

2 区域表示

呉市安浦町地内の塩谷海岸と一般県道川尻安浦線との交点を起点として、同所から同一般県道を北東方に進み市道日の浦二号線との交点に至る線より東に位置する陸域の区域

四 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 もみのき森林公園鳥獣保護区

廿日市市吉和地内のもみのき森林公園の区域一円

2 恐羅漢山鳥獣保護区

山県郡安芸太田町地内の太田川森林計画区安芸太田町(戸河内)六六林班から七六林班及び横川国有林二八八林班、二八九林班の区域

3 苅尾鳥獣保護区

山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町(芸北)九林班、八三林班から八七林班及び苅尾官行造林地一林班い小班、ろ小班的区域

4 猪股山鳥獣保護区

山県郡安芸太田町地内の太田川森林計画区安芸太田町(筒賀)一九林班から二二林班まで(二二林班い小班を除く)の区域及び同区域に囲まれた区域

5 郡山鳥獣保護区

安芸高田市吉田町地内の江の川上流森林計画区安芸高田市(吉田)八林班から一〇林班、四八林班から五〇林班の区域及び九林班、四九林班から五一林班、市道細声峠線及び同市道の終点から北方に進み四八林班と四九林班の境界の南端に至る線に囲まれた区域のうち五一林班を除いた区域

6 福成寺鳥獣保護区

東広島市西条町地内の一般県道下三永吉川線と一般国道一号线との交点を起点として、同所から同国道を東方に進み市道下三永六四号線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み市道三永中央線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み市道下三永二〇号線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み幅員二・五メートル未満の山道との交点に至り、同所から同山道を南方に進み幅員一・五メートル未満の山道との交点に至り、同所から同山道を西方に進み市道福成寺線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み市道東広島駅前五号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み市道新幹線駅前線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み主要地方道安芸津下三永線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西方に進み市道下三永郷曾線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み市道田口下三永線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み一般県道下三永吉川線との交点に至り、同所から同県道を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

筆影山鳥獣保護区

7 筆影山鳥獣保護区

三原市和田町地内の市道宗郷町一号线と一般国道一八五号線との交点を起点として、同所から同国道を南東方に進み市道須波西町五号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み同市道と市道登町一号线を結ぶ沢との交点に至り、同所から同沢を北西方に進み市道登町一号线との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み中国電力株式会社所有の送電線三菱和田沖線との交点に至り、同所から同送電線を北西方に進み市道宗郷町三七号線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み市道宗郷町一号线との交点に至り、同所から同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

8 比婆山鳥獣保護区

庄原市西城町地内の一般県道比婆山県民の森線と大規模林道栗倉・木屋原線との交点を起点として、同所から同林道を南方に進み一般県道比婆山公園線との交点に至り、同所から同県道を北西方に進み市道吾妻池ノ原線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、更に西方に進み市道吾妻山線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み広島県と鳥根県の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東方に進み庄原市西城町地内の県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み一般県道比婆山県民の森線との交点に至り、同所から同県道を南東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

五 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

広島県告示第九百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定によって、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 名称  
苅尾鳥獣保護区苅尾特別保護地区
  - 二 区域  
山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町(芸北)九林班の区域のうち、西中国山地国定公園特別保護地区(昭和四十四年厚生省告示第六号)に指定されている区域一円
  - 三 存続期間  
平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
  - 一 名称  
比婆山鳥獣保護区比婆山特別保護地区
  - 二 区域  
庄原市西城町地内の広島県と島根県の行政界と歩道出雲峠線との交点を起点として、同所から同歩道を南東方に進み県有地界(県営林界)との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に東方に進み展望園地に至り、同所から備北森林計画二六二林班と二六三林班との境界を西方に進み六ノ原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に西方に進み庄原市西城町と比和町の境界との交点に至り、同所から同境界を北方に進み広島県と島根県の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域
  - 三 存続期間  
平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
  - 一 名称  
もみのき森林公園鳥獣保護区もみのき森林公園特別保護地区
  - 二 区域  
廿日市市吉和地内のもみのき森林公園の区域のうち、公園センター地区内の管理宿泊施設、運動施設、休養施設及び付帯施設の地区並びに家族旅行村地区内の管理施設、野営施設、運動施設、民俗資料館及び付帯施設の地区を除く区域一円
  - 三 存続期間  
平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで
- 広島県告示第九百十六号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。  
平成十八年十月二十六日

病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	診療科目	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
わかみやメンタルクリニック	東広島市西条上町五番五号三D	精神通院医療	心療内科・精神科	若宮 真也	平成十八年七月一日
にしがき脳神経外科医院	尾道市新浜一丁目九番二七号	精神通院医療	脳神経外科・神経外科	西垣 慎一	平成十八年七月一日
益田眼科小児科医院	尾道市因島土生町二〇二一番	精神通院医療	小児科	益田 嘉朗	平成十八年七月一日
医療法人微風会ビハラ花の里病院	三次市山家町六〇五番二〇号	精神通院医療	神経内科・内科	伊藤 聖	平成十八年七月一日
医療法人社団木水会田辺クリニック	尾道市古浜町六番二〇号	精神通院医療	心療内科・精神科	田辺 泰登	平成十八年七月一日
医療法人社団永楽会前田病院	呉市中央二丁目六番一〇号	精神通院医療	内科・神経内科	前田 正博	平成十八年七月一日
医療法人社団平井外科胃腸科医院	福山市御幸町下の五	精神通院医療	胃腸科	平井 泰明	平成十八年七月一日
びんごクリニックス	福山市丸之内町一丁目三番九号	精神通院医療	精神神経科・内科	西原 慶太	平成十八年七月一日
佐々木内科クリニック	福山市沼隈町草号深一九六四番一	精神通院医療	内科・小児科	佐々木 昌也	平成十八年七月一日
医療法人社団井野口病院	東広島市西条土与丸六丁目一番九号	精神通院医療	脳神経外科	丸石 正治	平成十八年七月一日
医療法人三永会山崎神経内科医院	東広島市西条栄町一〇番二七号	精神通院医療	精神科・心療内科	山崎 正数	平成十八年七月一日
福山医療生活協同組合城北診療所	福山市木之庄町三丁目六番一〇号	精神通院医療	内科・小児科・神経科	遠藤 健一郎	平成十八年七月一日

広島県知事 藤田 雄山

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

院	日本鋼管福山病	医療法人社団裕仁会 齊藤脳外科クリニック	医療法人緑風会 ほつゆう病院	医療法人緑風会 邦友クリニック	杉医院	医療法人社団ひまわり会 小川内科胃腸科	馬野神経科クリニック	医療法人永和美 下永病院	医療法人永和美 松永駅前クリニック	医療法人英仁会 荒木医院	社会福祉法人とろもえ会 重症心身障害児施設子鹿学園	医療法人社団恵宣会 のぞみクリニック
地	福山市大門町津之下 一八四四番	廿日市市串戸二丁目一七番五号	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	呉市中央一丁目四番二号	呉市広本町三丁目一六番九号	福山市神辺町新徳田五四五番一	福山市野上町三丁目一番二九号	福山市金江町藁江五九〇番一	福山市今津町三番一六号	福山市笠岡町一番一号	三次市栗屋町四九〇一番地	福山市曙町四丁目二〇番二三号
	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
	内科・小児科・消化器科	内科・神経科・神経外科	内科・神経科	内科・神経科	内科・神経科	腸科・胃腸科	精神科	精神科	精神科	精神科	内科・小児科	精神科
	村上 暢子	齊藤 裕次	長尾 正嗣	児玉 秀敏	杉 桂二	小川 晃	馬野 育次	吉永圭一郎	下永 和洋	十一 元三	淀川 良夫	延山 雅彦
	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日	平成十八年七月一日

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
三原薬劑師会センター薬局 赤前店	三原市東町二丁目八番二号	精神通院医療	平成十八年七月一日
広島県看護協会訪問看護ステーション「ひかり」	呉市焼山西三丁目一七番九号	精神通院医療	平成十八年六月一日
広島県看護協会訪問看護ステーション「そよかぜ」	呉市広本町一丁目七番四〇号	精神通院医療	平成十八年六月一日
西条あんず薬局	東広島市西条町助実一八五四番一号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社杏薬局	東広島市福富町久芳三七九八番二号	精神通院医療	平成十八年六月一日
杏薬局豊栄店	東広島市豊栄町乃美三二四〇番	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社西条薬局	東広島市西条町寺家五二三番一九号	精神通院医療	平成十八年六月一日
もみじ薬局	廿日市市福面三丁目一番一七号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	廿日市市塩屋一丁目一番六七号	精神通院医療	平成十八年六月一日
なすな薬局	廿日市市宮内一五三六番一号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	廿日市市宮内四二三番一号	精神通院医療	平成十八年六月一日
あおば薬局	廿日市市宮内四二四三番一号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	東広島市西条市町五番五号 総合不動産ビル六階B号室	精神通院医療	平成十八年六月一日
ほか薬局	三次市十日市中二丁目四番九号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	三次市十日市東一丁目三番二〇号 さくらビル一階	精神通院医療	平成十八年六月一日
アリクス薬局	府中市府中町七四九番一号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	福山市大黒町二番三二号	精神通院医療	平成十八年四月一日
すずらん薬局	福山市港町一丁目一四番一三三番	精神通院医療	平成十八年四月一日
エース薬局光南店	福山市光南町二丁目五番二四号	精神通院医療	平成十八年四月一日
エース薬局光南店	福山市港町一丁目一四番一三三番	精神通院医療	平成十八年四月一日
エース薬局	福山市大黒町二番三二号	精神通院医療	平成十八年四月一日
西宅味薬局	府中市府中町七四九番一号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	三次市十日市東一丁目三番二〇号 さくらビル一階	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	三次市十日市中二丁目四番九号	精神通院医療	平成十八年六月一日
有限会社エヌ・イ・ピー	東広島市西条市町五番五号 総合不動産ビル六階B号室	精神通院医療	平成十八年六月一日

かわきた薬局	有限会社向原薬局	アブコセンター薬局	三原中央薬局	有限会社あきつ薬局	有限会社有豊薬局	有限会社三宅調剤薬局	有限会社ユーアイ薬局	すがはら薬局	豊島薬局	福島薬局	こばと薬局	ウオソツ府中本町薬局	有限会社本町薬局	有限会社エヌ・イー・ピエ なのはな薬局	久保薬局	ハマダ薬局	宮地薬局	三原薬剤師会センター薬局
庄原市川北町一六三番三号	安芸高田市向原町坂四三八番一号	尾道市久保一丁目一番一七号	三原市東町二丁目二番一七号	東広島市安芸津町三津四四二四番	安芸郡坂町坂西一丁目一六番三四号	福山市曙町五丁目一八番一〇号	福山市三之丸町一四番一八号	福山市駅家町法成寺一〇八番八号	呉市豊浜町豊島四〇二七番地	安芸郡府中町青崎南五番二四号	安芸郡府中町本町二丁目九番三八号	安芸郡府中町本町四丁目二番二二 号	大竹市本町二丁目一五番一一号	安芸高田市吉田町吉田三七八二番二 号	尾道市久保三丁目八番三四号	尾道市因島田熊町二四六番一号	尾道市因島三庄町一六二一番八号	三原市宮浦一丁目一〇番三六号
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日

訪問看護ステーション星の里	訪問看護ステーションサ ンひまわり	安芸高田市医師会訪問看護 ステーション	福山医療生活協同組合訪問 看護ステーションしあ わせ	三原市中之町三丁目一四番一五号	東広島市西条町土与丸一三三五番	安芸高田市吉田町吉田五二七番地七	福山市木之庄町三丁目六番五号	神石郡神石高原町小畠一五〇〇番地	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
訪問看護ステーション星の里	訪問看護ステーションサ ンひまわり	安芸高田市医師会訪問看護 ステーション	福山医療生活協同組合訪問 看護ステーションしあ わせ	三原市中之町三丁目一四番一五号	東広島市西条町土与丸一三三五番	安芸高田市吉田町吉田五二七番地七	福山市木之庄町三丁目六番五号	神石郡神石高原町小畠一五〇〇番地	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
七月一日	七月一日	七月一日	七月一日	七月一日	七月一日	七月一日	七月一日	七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日	平成一八年 七月一日

広島県告示第九百十七号  
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百二十五条の六第三項において準用  
 する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について  
 同意があったものと認められた。  
 平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

走島漁業協同組合の地区	区	域	区	分
			のり養殖業	

広島県告示第九百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町川根所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

火ノ山	字	上	地	欄	番	下	字	欄
			二〇二五の一、二〇三五の五、二〇四一の四及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部				直会	

広島県告示第九百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、庄原市比和町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、庄原市長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によつて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

若宮沖	字	上	地	欄	番	下	字	欄
			九四の四の一部、九五の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部				大蔵谷	

広島県告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林予定森林の所在場所

呉市吉浦本町四丁目三七二六、三七二七、三七二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

吉浦本町四丁目三七二七・三七二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第九百二十一号

広島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

一 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

二 作業期間

平成十八年十月五日から平成十九年三月三十日まで

三 作業地域

広島市佐伯区湯来町大字葛原

広島県告示第九百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年十一月九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 西条停車場線
- 三 道路の区域

区	間	新旧敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
		新	旧		
東広島市西条本町七一九番一地先から 東広島市西条栄町一〇四八番一四地先まで	東広島市西条本町七一九番一地先から 東広島市西条栄町一〇四九番一四地先まで	七・五〇	六・〇〇	三三九・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三五・〇〇メ トル 不用物件延長 三〇四・〇〇 メートル
		五八・〇〇	五八・〇〇	二二二・五〇	
東広島市西条本町七一九番一地先から 東広島市西条栄町一〇四九番一四地先まで	東広島市西条本町七一九番一地先から 東広島市西条栄町一〇四九番一四地先まで	三三・〇〇	三三・〇〇	二二二・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三五・〇〇メ トル 不用物件延長 三〇四・〇〇 メートル
		五八・〇〇	五八・〇〇	二二二・五〇	

広島県告示第九百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年十一月九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道若屋秋町線	三次市栗屋町二一〇番四地先県道三次美土里線交点から 三次市栗屋町一一一〇番一四地先まで	平成十八年一〇月 二十六日

広島県告示第九百二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、大柿港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように指定しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によって、当該臨港地区及び分区の区域の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区及び分区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

一 臨港地区の指定

区	域	面積 (ヘクタール)
江田島市大柿町字畑尻、同町字塩形のそれぞれの一部		〇・九四

二 分区の指定

分区の種類	区	域	面積 (ヘクタール)
商港区	江田島市大柿町字畑尻、同町字塩形のそれぞれの一部		〇・〇四
漁港区	江田島市大柿町字塩形の一部		〇・五二
修景厚生港区	江田島市大柿町字塩形の一部		〇・三八

三 臨港地区及び分区の区域の案の縦覧場所

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室、広島県広島港湾振興局港営課及び江田島市建設課

四 縦覧期間

平成十八年十月二十六日から平成十八年十一月八日まで



広島県告示第九百二十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、鹿川港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分区を次のように指定しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によつて、当該臨港地区及び分区分区の区域の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区及び分区分区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成十八年十月二十六日

一 臨港地区の指定  
広島県知事 藤田雄山

江田島市能美町鹿川字大矢、同町鹿川字文久新開、同町鹿川字鎌木、大柿町字大附及び同町字水畑のそれぞれの一部	区	域	面積 (ヘクタール)
			二・七二

漁港区	江田島市能美町鹿川字大矢、同町鹿川字文久新開、同町鹿川字鎌木及び大柿町字大附のそれぞれの一部	区	域	面積 (ヘクタール)
修景厚生港区	江田島市大柿町字水畑の一部			〇・三三

三 臨港地区及び分区分区の区域の縦覧場所  
広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室、広島県広島港湾振興局港管課及び江田島市建設課  
縦覧期間  
平成十八年十月二十六日から平成十八年十一月八日まで

公 告

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

名(氏)称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
高野石油有限公司	三次市十日市西二丁目一三番五号	平成十八年九月一日
有限会社広島高野石油	広島市南区東雲三丁目一三番二二号	平成十八年九月二〇日

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定によつて、次のとおり公告する。

平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

事業者の氏名及び住所	事業者の氏名	住所
	広島県知事 藤田雄山	広島市中区基町一〇番五二号

対象鉄道等建設事業の名称、種類及び規模	対象事業の名称	対象事業の種類	対象事業の規模
	広島空港アクセス鉄道整備事業	普通鉄道に係る建設の事業	延長約八キロ、単線

三 対象事業実施区域  
東広島市、三原市の一部  
法第三十条第一項のうち、該当することとなつた号並びに理由及び時期  
四 該当することとなつた理由  
第一号(対象事業を実施しないこと)  
事業実施を一時見送りとしたため。  
該当することとなつた時期  
平成十八年九月二五日

平成十八年八月三日付け広島県報(定期)第五十八号で公告した特定非営利活動法人夢工房に係る認証申請について、申請者から平成十八年十月十三日申請の取下げがあった。  
平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤田雄山

平成十八年八月三十一日付け広島県報(定期)第六十五号で公告した屋外広告物講習会について、次のとおり追加の申込みを受け付ける。  
平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申込手続

1 申込書の交付場所及び提出先

広島県都市部都市事務局都市総務室(広島市中区基町一〇番五二号)

2 申込みの受付日時等

平成十八年十月二十七日(金)及び平成十八年十月三十日(月)の午前八時三十分から午後五時まで

なお、前記1の提出先への持参によるもののみ受け付けるものとし、郵送等による申込みは受け付けない。

二 受講者の決定方法

申込者の数が八名を超えた場合は、抽選により追加の申込みによる受講者を決定する。なお、抽選の結果については、通知する。

三 その他

講習会に関する問い合わせは、広島県都市部都市事務局都市総務室(電話「〇八二五 一三 四一 二二」ダイヤルイン)にすること。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。  
平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市向島町字兼広七三三三番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市向島町七三三三番地  
木曾 義郎

広島港五日市地区港湾関連用地を平成十八年十一月一日以降次のとおり分譲する。  
平成十八年十月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 対象地

1 位置

広島市佐伯区五日市港三丁目

2 範囲

別紙平面図のとおり

3 面積

九千二百八十・四三平方メートル

二 分譲代金の支払方法

1 譲渡(売買代金の一括払い)

2 譲渡(売買代金の延納払い)

3 買取条件付事業用定期借地(借地期間終了後の買取りを条件にした貸付け)

三 分譲価格(参考価格)

1 売買価格

六億九千五百四十二百七円

2 賃料

年額二千二百五十七万四千八百三十二円

四 分譲の相手方

1 土地利用形態

広島港五日市地区のふ頭を利用した輸送活動に直接又は間接にかかわる企業(港湾関連企業)の用地

2 分譲対象者

港湾関連企業のうち、分譲対象者は次のとおりとする。

PDI施設を設置する企業及びPDI施設の設置に支障を来さない企業

注 PDI施設とは、自動車の納車前点検整備場を主たる業務とする施設のことをいう。

五 申込方法

1 譲受(借受) 申請書に次の書類を各二部(一部は写し可)添えて申し込むこと。

印鑑証明書

(一) 住民票の写し又は記載事項証明書(個人による申込みの場合のみ)

(二) 定款又は寄附行為の写し(法人による申込みの場合のみ)

(三) 会社概要又は会社案内(正規の従業員数が記載されたもの)

(四) 法人登記事項証明書

(五) 営業報告書又は財務諸表の直近三期分

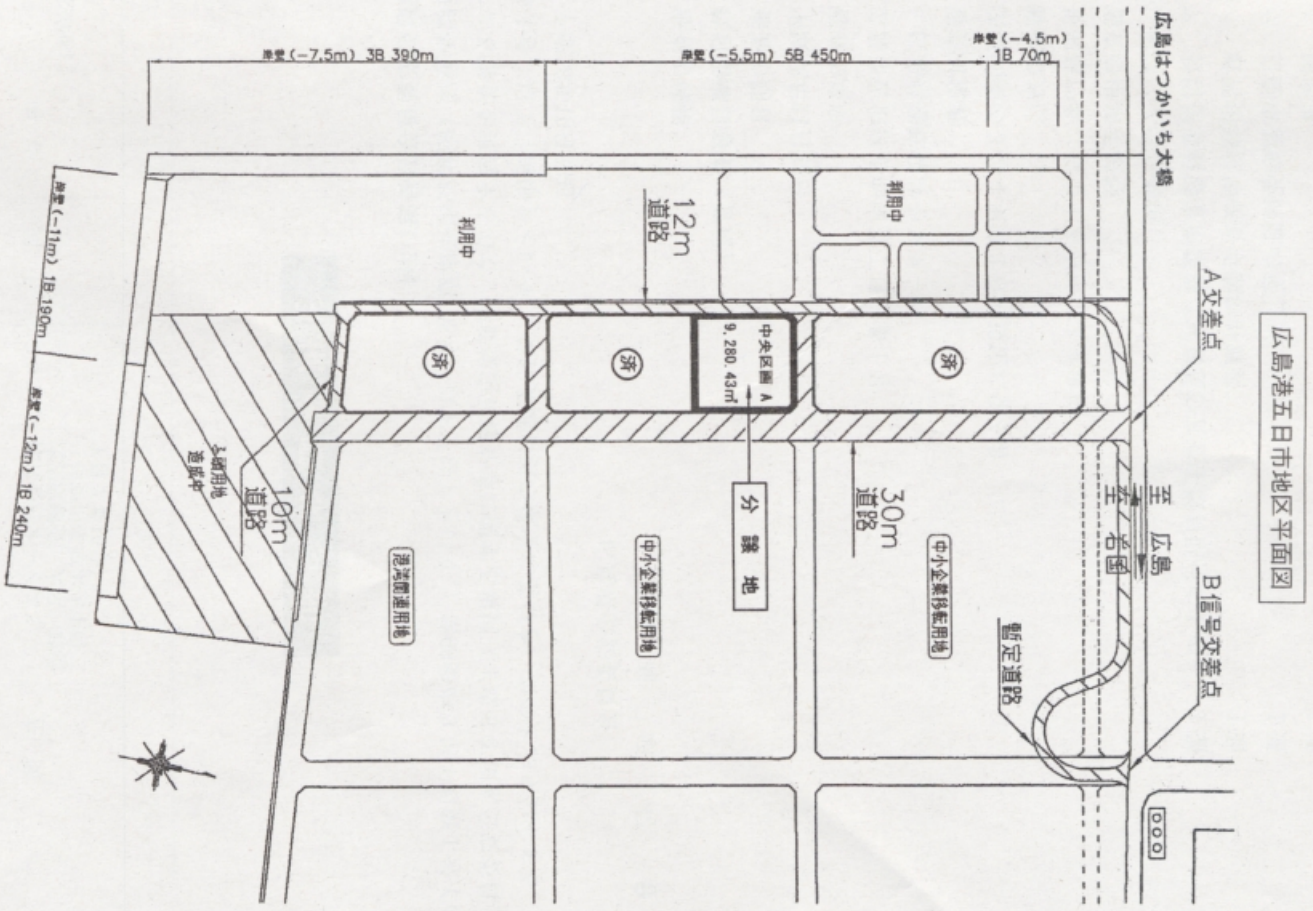
(六) 営業報告書又は財務諸表の直近三期分

(七) 県税について滞納がないことの証明

(八) 事業計画書(分譲地における土地利用計画図「縮尺が三分の一から千分の一まで

(九) 資金計画書

- (十) 融資証明（県が必要に応じ提出を求める場合がある）
- (九) 申請内容に関する問い合わせ先
- (八) 売買代金延納申請書（売買代金の延納払いの場合のみ）
- (七) 連帯保証人届出書（買取条件付事業用定期借地の場合のみ）
- 2 申込受付期間
  - 平成十八年十一月一日（水）から平成十八年十一月三十日（木）まで（土曜日、日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時までの間、随時受け付ける。
- 3 書類の提出先及び提出方法
  - (一) 書類の提出先
    - 広島市中区基町一〇番五二号
    - 広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ（電話〔〇八二〕二二四―二二八五）
  - (二) 書類の提出方法
    - 原則として持参すること。
- 六 問い合わせ先
  - 広島市中区基町一〇番五二号
  - 広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ（電話〔〇八二〕二二四―二二八五）



**公安委員会告示**

広島県公安委員会告示第 88 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 26 日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0905	告示の日(平成 18 年 10 月 26 日)から 3 年間	ぱちんこ遊技機	C R A 鳥 耕 作 N - T X	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目 56 番地)	左 同
6P0869	同上	同上	C R キカ イダー V S / ハカ イター R	株式会社 ソフイア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁目 201 番地)	左 同
6P0872	同上	同上	キカイター V S / ハカ イター S T G	同上	左 同
6P0962	同上	同上	C R キヤ ツパイ Z	同上	左 同
6S0637	同上	回胴式遊技機	真・三國 無双	株式会社オリンピア 代表取締役 鏑井 勝也 (東京都台東区東上野二丁目 11 番 7 号)	左 同
6S0386	同上	同上	新日本プロレスロビモカパチスロ機	同上	左 同

6S0881	同上	同上	ミカワ	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 政治 (神奈川県厚木市中町二丁目 7 番 10 号)	左 同
--------	----	----	-----	---	-----

**公安委員会公告**

広島県公安委員会公告第 112 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 18 年 10 月 26 日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類  
教習指導員審査（普通）
- 2 審査の期日  
平成 18 年 11 月 28 日
- 3 審査の場所  
広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号  
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者  
法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号の規定に係る者
- 5 審査の方法  
規則第 12 条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等  
(1) 申請に必要な書類  
ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの） 1 通  
イ 教習指導員等審査手数料計算表 1 通  
ウ 自動車運転免許証の写し 1 通  
エ 履歴書 1 通

才 運転記録証明書 1通

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成18年11月21日